

4 ホームレス支援制度利用タイプの特徴

今回調査では、ホームレス支援制度の利用状況を聞いています。また、生活保護制度の利用経験や公的年金保険料の納付状況についても調査しているので、以下では支援制度実施状況に地域差があることに留意しつつ、その結果をいくつかのタイプに分けて見ていく。

4-1 ホームレス支援制度利用タイプから見たホームレスの分布

ホームレス支援制度の利用状況については、「分析の視点」(P 2)にある a～e の 5 つのタイプと、5 つのタイプを 3 つに再整理した A～C の区分で検討する。

この 5 つのタイプ別の分布は、表9のとおりである。a 制度利用なしタイプが最も多く 34%、次いで c 巡回相談員利用タイプ 28%、b その他の支援利用タイプ 21% であり、d シェルター利用タイプと e 自立支援センター利用タイプはそれぞれ 9% となっている。

表9 ホームレス支援制度利用タイプ

	男性		女性		計(含む性別不詳)	
	n	%	n	%	n	%
タイプa(制度利用なし)	658	34%	26	36%	694	34%
タイプb(その他支援)	406	21%	15	21%	425	21%
タイプc(巡回相談)	534	27%	26	36%	564	28%
タイプd(シェルター)	175	9%	3	4%	180	9%
タイプe(センター)	181	9%	3	4%	184	9%
計	1954	100%	73	100%	2047	100%
欠損	0		0		0	
	1954		73		2047	

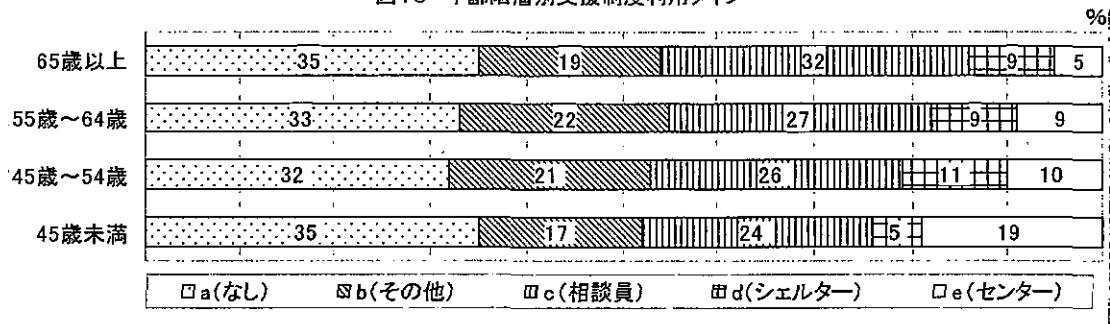
また、3 区分に分類し直すと、最も多いのが、B 巡回相談・その他支援のみ活用型で 49% と、約半数を占める。A 制度利用なし型は 34%、C 自立支援センター等活用型(再路上型)は 18% である。

以下に、年齢階層別、野宿経験タイプ別、「今回の野宿」の形態別、地域別の制度利用の関係を見ておく。

【年齢】

年齢階層別に支援制度利用状況を見ると、いずれの年齢階層でも、B 巡回相談・その他支援のみ活用型の割合が最も高い。また、C 自立支援センター等活用型(再路上型)の割合については、年齢階層が低くなるほどその割合が高く、45 歳未満では 24% となっており、とりわけ e 自立支援センター利用タイプでは、19% となっている。(図 19)

図19 年齢階層別支援制度利用タイプ

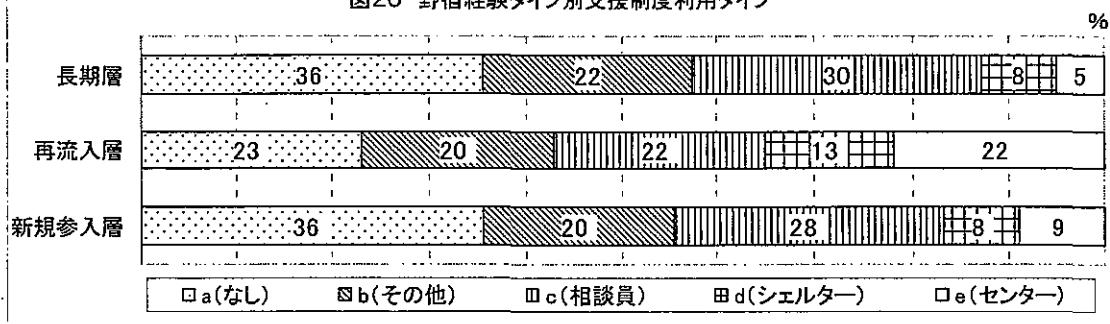


【野宿経験タイプ】

野宿経験タイプ別では、再流入層が他の2層とは異なる傾向を見せており。再流入層では他の2層と比べ、A制度利用なし型の割合が23%と低く、逆にC自立支援センター等利用型(再路上型)の割合が35%と高くなっています。つまり、再流入層は、寮や飯場等との行き来のほか、ホームレス支援制度のシェルターやセンターとの行き来がある層の割合が、他の2層と比べてかなり高いことがわかる。

また、新規参入層と長期層の類似点に留意する必要がある。この2層においては、タイプeの割合が新規参入層の方でやや高いものの、それ以外のタイプではほとんど同じ割合となっている。どちらも「再路上化」の割合は低く、相談などの支援を受けて路上にいるか、何も利用せず路上にいるかのいずれかの状況にある者が多いと考えられる。(図20)

図20 野宿経験タイプ別支援制度利用タイプ

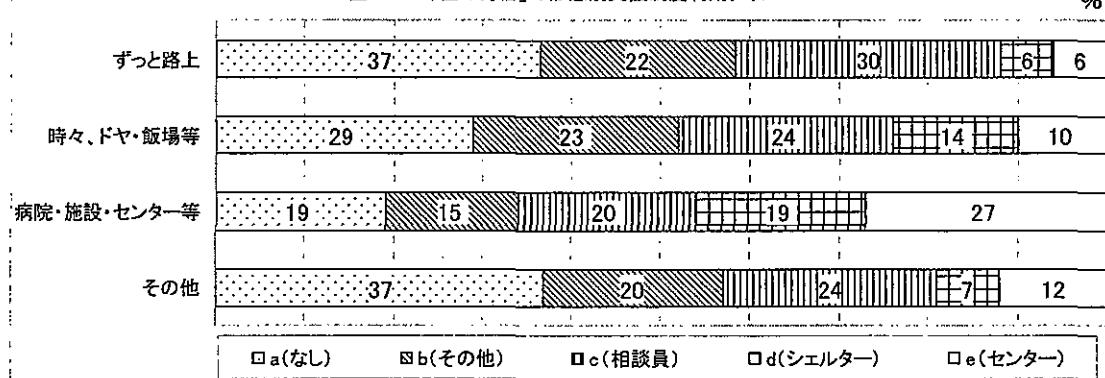


【今回の野宿】の形態】

「今回の野宿」の形態ではどうだろうか。ここでもいずれの形態でも、B巡回相談・その他支援のみ活用型の割合が最も高い。それぞれの形態別に見ると、「ずっと路上」と答えた者では、他の形態と比べて、A制度利用なし型の割合が37%と高く、逆に「病院・施設・センター等」と答えた者では、A型の割合が19%と低く、C型の割合が46%とかなり高い。なお、「時々、ドヤ・飯場等」と回答した者では、C型の割合が24%とやや高く、再流入層と同様に、短期的に路上と屋根のある場所(「病院・施設・センター等」及び「時々、ドヤ・飯場等」)を行き来する者の中にも「再路上化」のケースが多くあることがわかる。(図21)

図21 「今回の野宿」の形態別支援制度利用タイプ

%

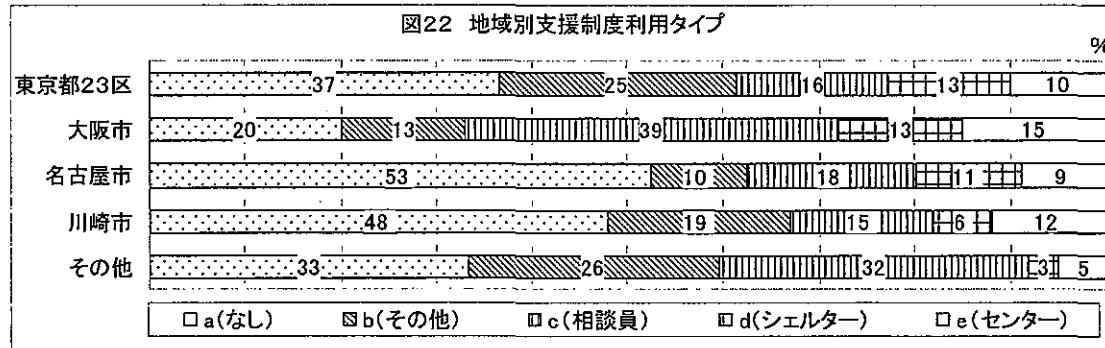


【地域】

一方で、支援制度の利用度合いは地域差が非常に大きい。これは、地域によって支援制度の内容が異なっており、当然の結果とも言える。大阪市では、a 制度利用なしタイプの割合は 20%と、それ以外の地域と比べて最も低く、c 巡回相談員利用タイプは 39%、d シェルター利用タイプ及びe 自立支援センター利用タイプの「再路上化」は 28%に達し、支援制度利用があるにもかかわらず路上から脱却できない者が多く見られる。また、名古屋市では、53%と過半数がタイプ a であり、「その他」の地域では、自立支援センターやシェルターが設置されていないところが多いためか、タイプ d と e の「再路上化」の割合は低く、b その他の支援利用タイプと c 巡回相談員利用タイプが主なものである。

図22 地域別支援制度利用タイプ

%



4-2 自立支援センター利用タイプの「再路上化」

ホームレス支援制度利用者のうち、e 自立支援センター利用タイプはセンターまで利用した経験がありながら（おそらくは、シェルターや巡回相談等も利用）、路上に戻った者である。ここでは特に彼らに焦点をあてて、その状況をやや詳しく考察してみたい。タイプeはセンターから見れば、いわば「失敗ケース」であるが、これがどのような状況で生じているかを検討する。

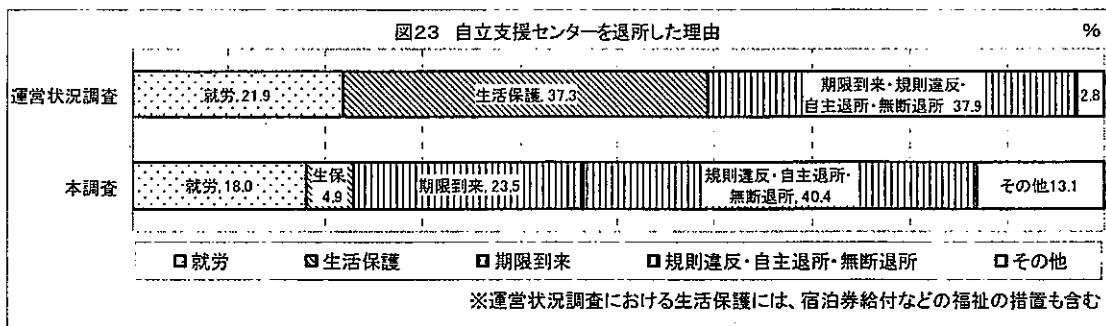
なお、ここではセンターの「成功ケース」は見ていない訳であるから、センターそれ自体の効果を測ることはできないし、それを意図としてはいない。ただ、この4年間の支援策の拡充にも関わらず、どのような状況で「再路上化」が生じているかを見ておくことは意味がある。

センターの利用経験者は 9.1% (n=184) であり、今回調査対象者の約1割程度が「再路上化」ということになる。このグループの平均年齢は 54.5 歳であり、サンプル全体の平均年齢(57.5 歳)よりも 3 歳若い。しかし、センターの利用者の平均年齢は 51.6 歳（平成 18 年度ホームレス対策事業の運営状況調査（以下「運営状況調査」という）による）であり、比較可能かどうかは検討が必要であるが、センターの利用者の平均年齢よりも年齢の高い層が路上に戻ってきている可能性がある。

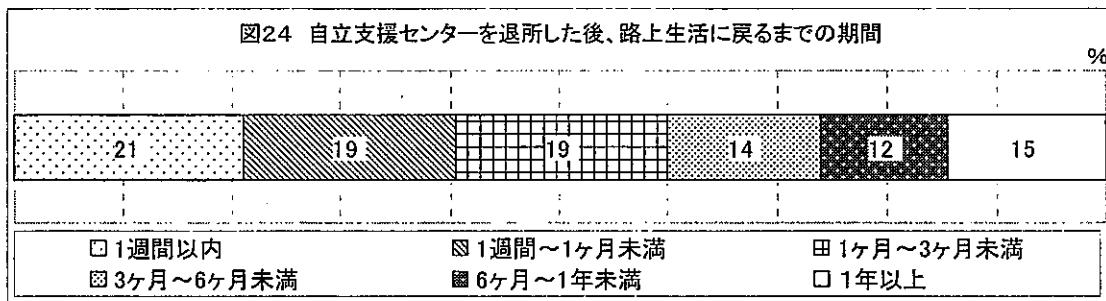
今回調査によると、センターから再路上化した者のセンター退所理由は、「規則違反・自主退所・無断退所」による退所が 40.4%、「期限到来」による退所が 23.5%で、その合計は全体の約 3 分の 2 を占めている。次いで「就労」を通じた後に路上に戻った者は 18.0%（「アパートを確保しての就労退所」9.3%、「会社の寮・住み込み等による就労退所」8.7%）、「生活保護」を通して路上に戻った者は 4.9% となっている。

一方、運営状況調査によると、センターからの退所理由は、「期限到来・規則違反・自主退所・無断退所」による退所が 37.9%、「就労」による退所は 21.9%、「生活保護」による退所は 37.3% となっている。

センターを「就労」、「生活保護」で退所した者の多くは、地域生活を継続していることが考えられるので、「期限到来」、「規則違反・自主退所・無断退所」により退所した者の割合は運営状況調査よりも本調査のほうが高いはずであるが、運営状況調査では 37.9%、本調査では 63.9% となっており矛盾がない。また、「就労」で退所した者より、「生活保護」により退所した者の方が、運営状況調査から本調査への減少幅が大きくなっていることから、「就労」で退所した者より「生活保護」により退所した者の方が、路上生活に戻らない可能性が高いことと考えられる。



退所から路上に戻るまでの期間を見ると、「期限到来」、「規則違反・自主退所・無断退所」による退所が 63.9%であるにもかかわらず、退所後即路上に戻った（1週間以内）者はセンターからの再路上者全体の 21%であり、必ずしもこれらのケースがすべて即路上に戻ったわけではない。（図 24）



更に、センター退所理由別に路上に戻るまでの期間を見ると、「アパートを確保しての就労退所」の場合が最も長く平均 16 ヶ月、次いで「会社の寮・住み込み等による就労退所」の場合が 8 ヶ月、「生活保護」による退所者の平均は 3 ヶ月である。センターを就労、生活保護で退所した者の多くは、地域生活を継続していると考えられることから、このような再路上者のみの分析ではセンターの成果は測ることはできない。しかし、生活保護を受けて退所した者のうち、再度路上に戻った者は比較的に短期間に戻る場合が多く、また、就労によってセンターを退所した後に再び路上生活に戻った者については、「アパートを確保しての就労退所」のほうが、「会社の寮・住み込み等による就労退所」よりも、再び路上生活に戻るまでの期間が長い。

「期限到来」による退所者の路上に戻るまでの期間については、「規則違反・自主退所・無断退所」と比べ長くなっている。これは、「期限到来」による退所者は、入所期間中に一定期間就労に従事したこと等があり、これらにより少額の蓄えができるからとも推測できよう。

なお、センターから「期限到来」・「規則違反・自主退所・無断退所」となった者の路上に戻るまでの平均月数はそれぞれ 5 ヶ月、2 ヶ月である。（表 10）

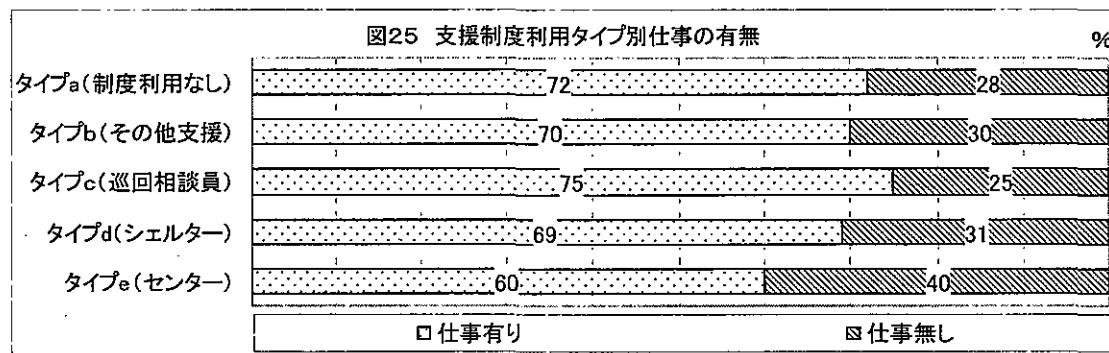
表10 自立支援センターを退所後、路上に戻るまでの期間

	n	平均(月数)	標準偏差	最小	最大(月数)
就労(住み込み、寮)	15	7.62	12.73	10日間	48
就労(アパート)	16	15.59	17.72	15日間	60
生活保護	7	2.81	2.53	20日間	8
期限到来	37	5.32	10.47	1日間	60
規則違反・自主退所・無断退所	67	2.12	4.12	1日間	24
その他	23	5.36	10.89	1日間	48

4-3 支援制度利用タイプと路上生活の状況

【仕事と収入】

それでは支援制度利用タイプの全体に戻って、そのタイプ別の路上生活を見てみよう。まず、図25のとおり、a 制度利用なしタイプ、b その他の支援利用タイプ及びc 巡回相談員利用タイプでは、仕事をしている者の割合は70%を超えていて、e 自立支援センター利用タイプでは60%とやや低くなっている。



仕事の種類は、いずれのタイプも廃品回収が主体であるが、特にc 巡回相談員利用タイプで85%となっている。また、b その他の支援利用タイプでは廃品回収の割合はやや低く、その代わりに建設日雇、その他の雑業、清掃などの割合が高くなっている。なお、支援制度利用タイプ別に野宿場所を見ると、タイプcでは、公園と河川の割合がそれ以外のタイプに比べて高くなっている反面、道路の割合が低くなっている。(巻末クロス表参照)

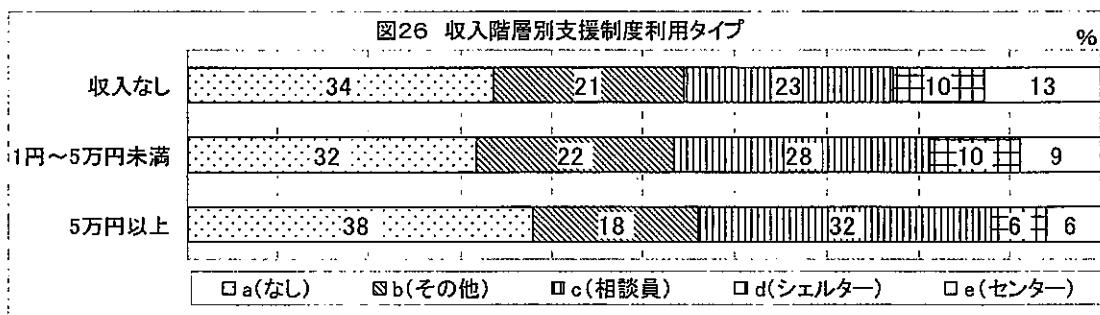
表11 支援制度利用タイプ別収入を伴う仕事の種類(複数回答)(%)

	建設日雇	廃品回収	運輸日雇	その他 雑業	清掃	その他
タイプa(なし)	16	77	3	6	4	8
タイプb(その他)	19	65	2	11	11	6
タイプc(相談員)	8	85	1	6	4	8
タイプd(シェルター)	18	75	2	7	12	7
タイプe(センター)	14	71	3	10	9	8

収入階層別に支援制度利用タイプを見ると、収入なし層では、e 自立支援センター利用タイプの割合がやや高く、c 巡回相談員利用タイプの割合が低くなっている。これは、収入なし層では、収入のある層に比べ、巡回相談員からシェルター、自立支援センターに繋がったケースが多く、相談のみで終わったケースが比較的少ないからと考えられる。

なお、収入が5万円以上の層では、a 制度利用なしタイプとc 巡回相談員利用タイプの

割合が若干高く、d シェルター利用タイプと e 自立支援センター利用タイプの再路上型の割合が低くなっている。

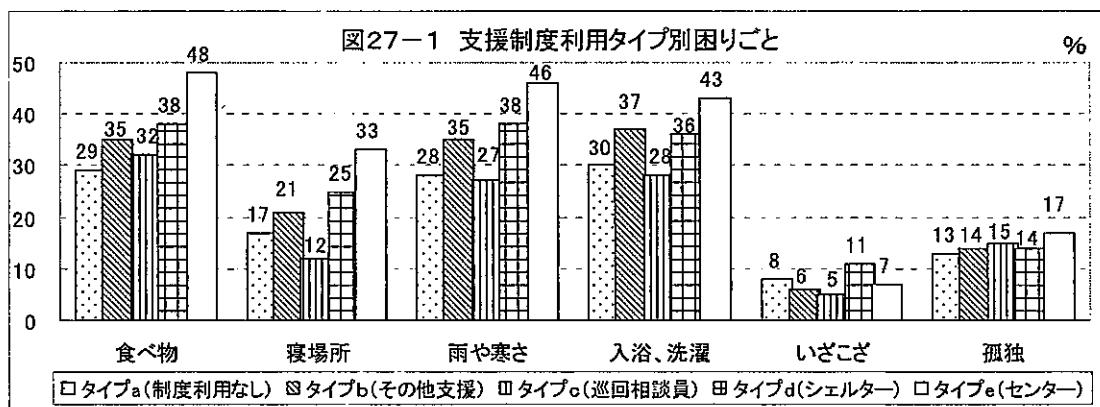


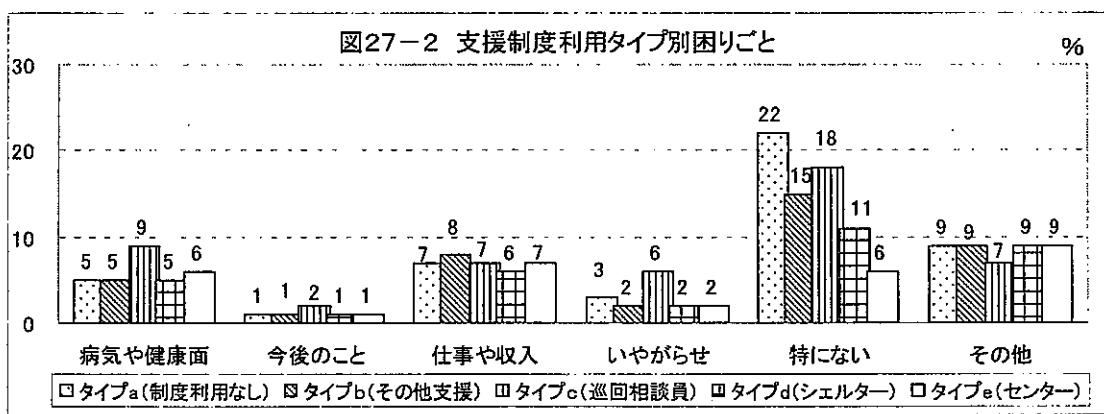
【困っていること】

次に、支援制度利用タイプと路上生活で困っていることの関係を見てみよう。

図 27-1、27-2 を見ると、「食べ物」「寝場所」「雨や寒さ」「入浴・洗濯」といった路上生活の生活水準に関わる項目では、支援制度利用度が高いほど（c 巡回相談員利用タイプを除く）、困っていると答える割合が高く、このような困難の自覚の度合いと支援制度利用度に一定の関係があると考えられる。

一方で、生活水準に関わる項目以外の「病気や健康面」、「いやがらせ」では、タイプ c の割合が他のタイプより高くなっている。また、「特に困っていることはない」とした者は、a 制度利用なしタイプの割合が他のタイプより高くなっている。



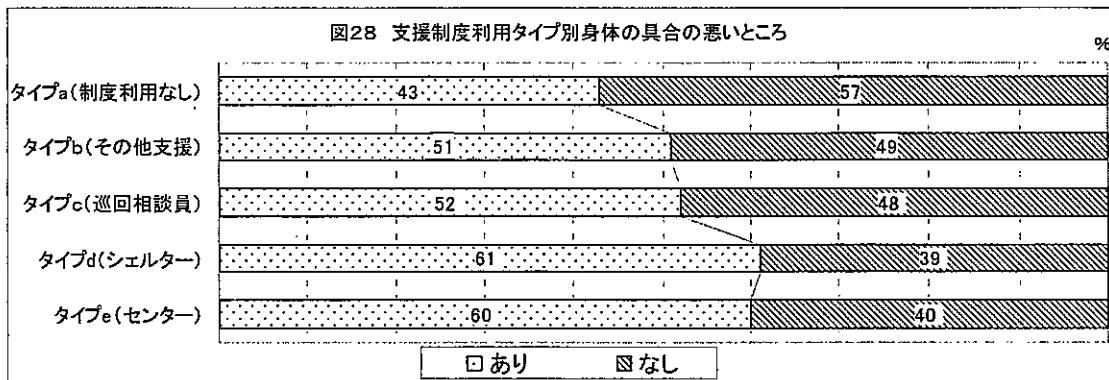


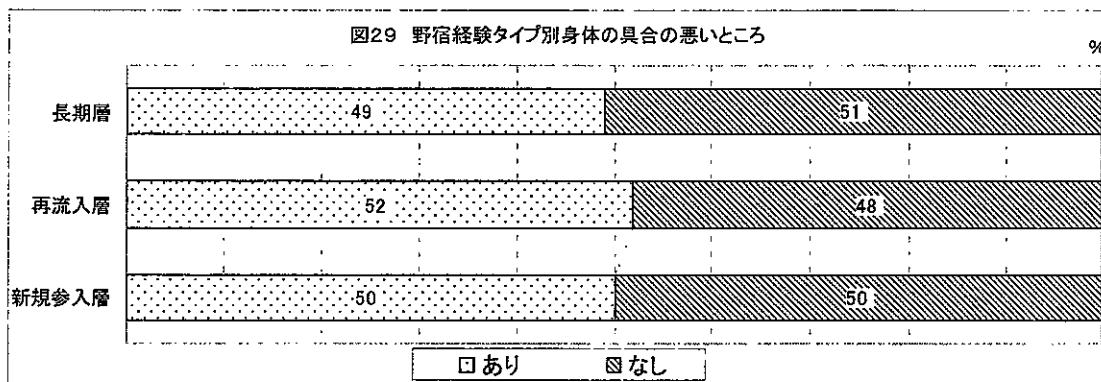
(注:「病気や健康面」、「今のこと」、「仕事や収入」、「いやがらせ」、「特にない」は、「その他」のフリーアンサーから抽出した項目である)

【健康状態】

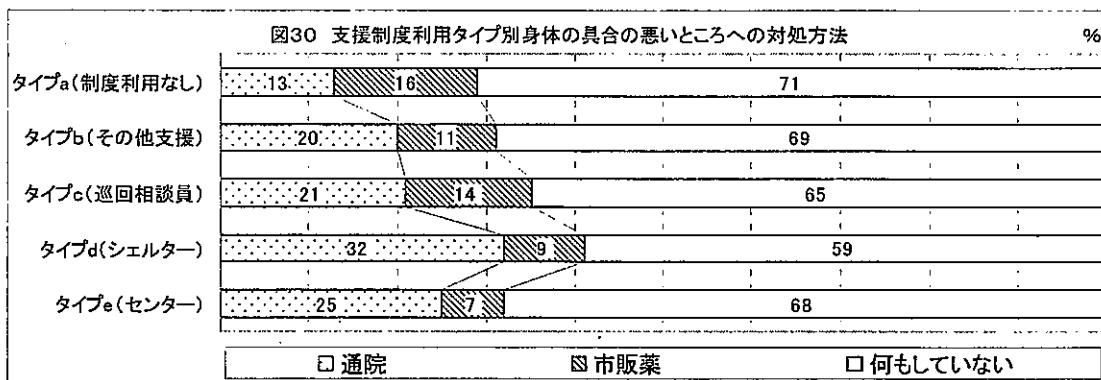
支援制度利用タイプは、健康に関する項目とも関連している。「身体の具合の悪いところがあるか」との間に「ある」と答えた割合は、支援制度利用度が高いほど高くなっている(a 制度利用なしタイプが 43%、b その他の支援利用タイプと c 巡回相談員利用タイプがそれぞれ 51, 52%、d シェルター利用タイプと e 自立支援センター利用タイプがそれぞれ 60, 61%)。支援制度は、自立支援を基軸としており、労働市場等への復帰が目標とされているが、一部の利用者には、健康状態が悪化した時に利用するものと認識されているかも知れない。

また、健康状態は長期の路上生活によって悪化すると考えられるが、データで見る限り、野宿経験タイプによる差は見られない。これは、データのサンプリングの問題を反映している可能性も考えられるが、健康に問題がある者は「長期層」として居残ることができないため、路上生活とともに健康状態が悪化し、路上からなんらかの形（生活保護、死亡など）で脱却している可能性が考えられる。

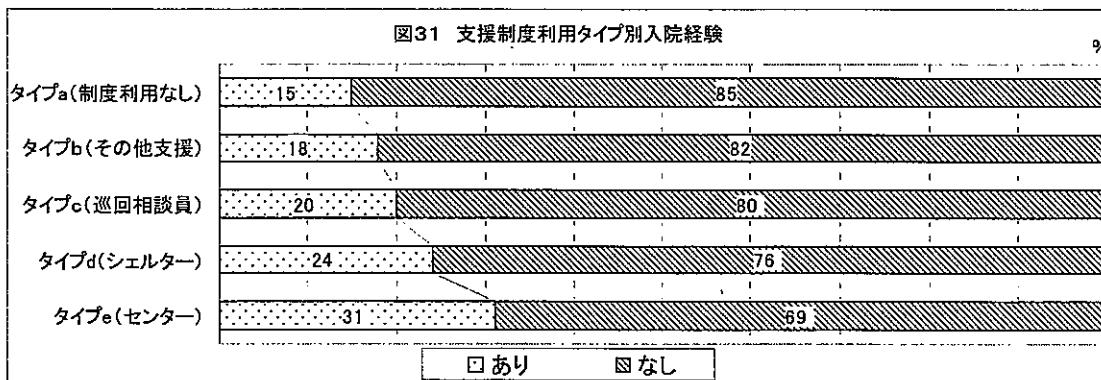




なお、「身体の具合が悪いところがある」者について、それに対する対処を「何もしていない」とする割合が一番高いのは、a 制度利用なしタイプであった。また、「通院」している割合が一番高いのは、d シェルター利用タイプである。



入院経験を見ると、支援制度利用度が高い者ほど入院経験のある者の割合が高い。ここにも、先に述べた「身体の具合が悪い」という自覚と支援制度利用との関係が示されていると考えられる。また、入院経験は後に述べる生活保護利用とも結びついていると考えられる。



4-4 生活保護の利用経験と公的年金保険料の納付状況

【生活保護の利用経験】

ホームレスへの支援制度のほか、調査対象者の 24%は生活保護の利用経験がある。（巻末単純集計表参照）。表 12 で見るように、年齢階層別では生活保護利用の有無にほとんど差がない。65 歳以上でも同様である。

表12 年齢別生活保護経験(%)

	ある	相談には行ったが利用したことはない	相談に行ったが断られた	ない
45 歳未満	23	1	2	74
45 歳～54 歳	27	2	3	68
55 歳～64 歳	25	1	3	71
65 歳以上	23	2	4	72

野宿経験タイプ別で見ると、再流入層で 41%が生活保護の利用経験があることが特徴である。再流入層は、支援制度の利用度も高かったが、生活保護の利用経験の割合も高い。

表13 野宿経験タイプ別生活保護経験(%)

	ある	相談には行ったが利用したことはない	相談に行ったが断られた	ない
長期層	20	1	3	75
再流入層	41	1	2	55
新規参入層	21	2	3	74

生活保護の利用方法については、5割以上が入院に際した利用である（巻末単純集計表参照）。なお、長期層では、入院の割合が他の 2 層より高くなっている、再流入層では、保護施設の利用の割合が他の 2 層より高くなっている。（巻末クロス表参照）。

支援制度利用タイプで見るとどうであろうか。図 32 に見るとおり、d シェルター利用タイプ、e 自立支援センター利用タイプでは、生活保護の利用経験も高く、それぞれ 42%、50%となっている。この調査では時期を限定せずに生活保護の利用経験を聞いているので、厳密なことはわからないが、ホームレス支援と生活保護制度で利用者の住み分けができるというよりは、制度を利用する者は複数の制度を利用しておらず、していない者はほとんど何も利用していない、という状況があることが窺える。

なお、タイプ d, e の生活保護の利用方法については、入院のほか、保護施設、宿泊所・ドヤで保護を利用していた割合が高いという特徴がある。

これに対して、a 制度利用なしタイプや c 巡回相談員利用タイプでの生活保護の利用方

法については、5～6割が入院時の一時的利用となっており、退院によってシェルターやセンターなどのホームレス支援制度に繋がることが少なかったと考えられる（巻末クロス表参照）。

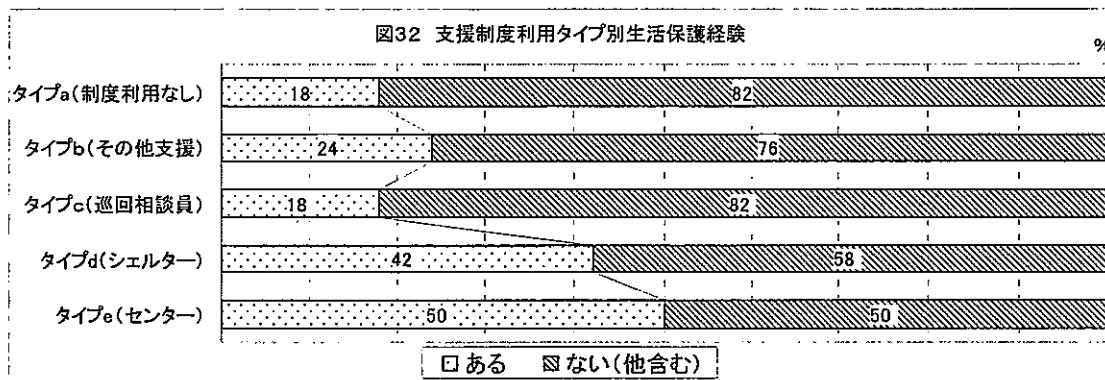


表14 支援制度利用タイプ別生活保護経験(%)

	ある	相談には行ったが 利用したことはない	相談に行ったが 断られた	ない
タイプa(なし)	18	1	2	79
タイプb(その他)	24	1	4	70
タイプc(相談員)	18	3	4	75
タイプd(シェルター)	42	3	3	53
タイプe(センター)	50	1	1	48

地域別に見ると、生活保護の利用経験は東京都23区の31%から、川崎市の19%まで差があるが、もちろんこれはホームレス一般への生活保護適用状況ではなく、あくまで調査対象者の、過去も含めた利用状況にすぎない。「その他」の地域では、自立支援センターなどを設置していないところも多く含むが、それらの地域で、生活保護利用が自立支援センターの代替をしている状況は、少なくともこの調査からは窺うことは出来ないと言えよう。

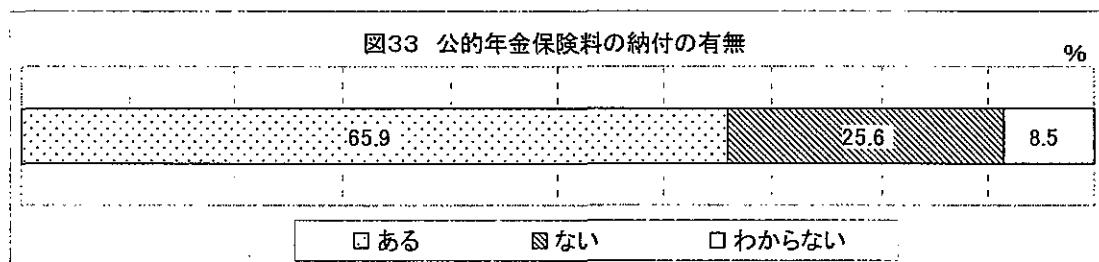
なお、川崎市の生活保護利用者は入院時の利用の割合がそれ以外の地域と比べ、低くなっているのが特徴である（巻末クロス表参照）。

表15 地域別生活保護経験(%)

	ある	相談には行ったが 利用したことはない	相談に行ったが 断られた	ない
東京都23区	31	2	1	66
大阪市	25	1	1	72
名古屋市	24	2	6	68
川崎市	19	1	3	77
その他	20	2	5	73

【公的年金保険料の納付状況】

本調査では、公的年金保険料の納付状況（年金の種類と保険料納付年数）についても調査している。この結果、約3分の2（65.9%）のホームレスが過去に公的年金保険料を納付していたことがわかった。これは既に述べた職業歴における常用労働者の割合の高さからいっても、当然と言えよう。



また、年金の種類と保険料納付年数は以下のとおりである。厚生年金が多数を占め、保険料を納付していた者の67.4%、次いで国民年金が16.3%となっている。更に、保険料を納付していた者の中で、25年以上の保険料納付歴を持つと回答した者は19%であり、回答どおりとすれば、彼らは既に基礎年金の受給権を持っていると考えられる。なお、今回調査では88名が路上で年金を受給しており、その6割強がa制度利用なしタイプとc巡回相談員利用タイプである。

これまで、ホームレス支援は、自立支援センターや生活保護制度を軸に考えられがちであったが、後にも述べるように、年金で今後の生活を維持していきたいと考えているホームレスの割合も低くない。ホームレスの高齢化を前提に考えた時、公的年金の受給権を実現していくことも重要な支援となろう。つまり10～20年の加入期間のある者の自立支援は、公的年金受給可能な期間の就労実現を一つの目標としていく途も考えられる。

表16 公的年金の保険料を納付していたもの
：種類と保険料納付年数

公的年金の種類	人	%	有効%
1. 国民年金	204	10.0	16.3
2. 厚生年金	845	41.3	67.4
3. 共済年金	27	1.3	2.2
4. 混合	166	8.1	13.2
5. その他	12	0.6	1.0
有効回答数	1,254	61.3	100.0
無回答	79	3.9	
非該当	714	34.9	
合計	2,047	100.0	

保険料納付年数	人	%	有効%
1. 1年未満	13	0.6	1.2
2. 1~5 年未満	134	6.5	12.3
3. 5~10 年未満	180	8.8	16.5
4. 10~15 年未満	230	11.2	21.1
5. 15~20 年未満	146	7.1	13.4
6. 20~25 年未満	183	8.9	16.8
7. 25~30 年未満	89	4.3	8.2
8. 30~35 年未満	74	3.6	6.8
9. 35~40 年未満	27	1.3	2.5
10. 40 年以上	16	0.8	1.5
有効回答数	1,092	53.3	100.0
無回答	162	7.9	
非該当	793	38.7	
合計	2,047	100.0	